

1 旅行業法及びこれに基づく命令

以下の各設問について、該当する答を、選択肢の中からそれぞれ 1 つ選びなさい。

(1) 次の記述のうち、法第 1 条「目的」に定められていないものはどれか。

- ア. 旅行業務に関する取引の公正の維持
- イ. 旅行業等を営む者の健全な発展
- ウ. 旅行業等を営む者の業務の適正な運営の確保
- エ. 旅行業等を営む者の組織する団体の適正な活動の促進

(2) 報酬を得て、次の行為を事業として行う場合、旅行業の登録を要しないものはどれか。

- ア. イベント事業者が、イベントの入場券と他人が経営する貸切バスによる空港と会場間の送迎サービスをセットにした商品を旅行者に販売する行為
- イ. 企画旅行契約又は手配旅行契約に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他の旅行者の便宜となるサービスを提供する行為
- ウ. 航空運送事業者を代理して、旅行者に対し、航空券の発券業務のみを行う行為
- エ. 観光案内所が、旅行者から依頼を受けて他人の経営する宿泊施設を手配する行為

(3) 旅行業の新規登録に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 第 1 種旅行業を営もうとする者は、観光庁長官に新規登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 異なる都道府県に複数の営業所を設置して第 2 種旅行業を営もうとする者は、観光庁長官に新規登録申請書を提出しなければならない。
- ウ. 第 3 種旅行業を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
- エ. 地域限定旅行業を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。

(4) 登録業務範囲に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか（いずれも総合旅行業務取扱管理者を選任しているものとする。）。

- ア. 第 1 種旅行業者は、すべての旅行業務を取り扱うことができる。
- イ. 第 2 種旅行業者は、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施することはできない。
- ウ. 第 3 種旅行業者は、本邦外の旅行を取り扱うことはできない。
- エ. 地域限定旅行業者は、本邦外の旅行に関する相談に応ずることができる。

(5) 変更登録等に関する次の記述から、誤っているもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 第1種旅行業者は、業務の範囲を第2種旅行業に変更しようとするときは、観光庁長官に変更登録申請書を提出しなければならない。
- b. 第2種旅行業者は、業務の範囲を地域限定旅行業に変更しようとするときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- c. 第3種旅行業者は、法人の場合、その代表者の氏名に変更があったときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- d. 旅行業者代理業の登録を受けた者は、その名称に変更があったときは、変更があった日から14日以内に国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

ア. a, b イ. a, c, d ウ. b, c, d エ. a, b, c, d

(6) 営業保証金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 地域限定旅行業の新規登録を受けた者が供託すべき営業保証金の額は、登録の申請時に添付した書類に記載した旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額が400万円未満である場合にあっては、15万円である。
- イ. 旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が所定の額に不足することとなるときは、その不足額を毎事業年度終了日の翌日から100日以内に追加して供託しなければならない。
- ウ. 旅行業者が新たに営業所を設置したときは、その日から14日以内に営業保証金を追加して供託しなければならない。
- エ. 旅行業者は、営業保証金を供託し、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、登録行政庁に届け出た後でなければ、事業を開始してはならない。

(7) 旅行業務取扱管理者の選任に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、5年ごとに旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るために、旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。
- イ. 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受けさせるよう努めなければならない。
- ウ. 地域限定旅行業者であって、近接した複数の営業所において旅行業務取扱管理者を選任する場合、当該複数の営業所間の距離の合計が40キロメートル以下で、当該複数の営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の合計額が1億円以下の場合は、当該複数の営業所を通じて1名の旅行業務取扱管理者を選任することで足りる。
- エ. 第1種旅行業者は、本邦内の旅行についてのみ旅行業務を取り扱う営業所であっても、総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者を旅行業務取扱管理者に選任しなければならない。

(8) 次の記述のうち、旅行業務取扱管理者の職務として定められていないものはどれか。

- ア. 法第12条の4の規定による取引条件の説明に関する事項
- イ. 法第12条の9の規定による標識の掲示に関する事項
- ウ. 旅行に関する苦情の処理に関する事項
- エ. 契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項

(9) 旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものと除く。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者代理業者は、事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金を自ら定めなければならない。
- イ. 旅行業者は、旅行業務の取扱いの料金をその営業所において旅行者が閲覧することができるよう備え置かなければならない。
- ウ. 旅行業者は、旅行業務の取扱いの料金を変更したときは、遅滞なく登録行政庁にその旨を届け出なければならない。
- エ. 旅行業務の取扱いの料金は、契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確でなければならない。

(10) 旅行業約款に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 保証社員である旅行業者の旅行業約款にあって、その所属する旅行業協会の名称に変更があったときは、登録行政庁の認可を受けなければならない。
- イ. 他の旅行業者を代理して企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）契約を締結することができる旅行業者等にあっては、当該他の旅行業者の旅行業約款をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるよう備え置かなければならない。
- ウ. 観光庁長官及び消費者庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合において、旅行業者が、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めたときは、その旅行業約款については、登録行政庁の認可を受けたものとみなす。
- エ. 登録行政庁は、旅行業約款の認可をしようとするときは、当該約款が旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであることを認可の基準のひとつにしなければならない。

(11) 旅行業者等が旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするとき、取引条件の説明にあたって旅行者に交付する書面に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者等は、旅行者と手配旅行契約を締結しようとするときは、手配の内容に運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報を書面に記載しなければならない。
- イ. 旅行業者等は、対価と引換えに法第12条の5に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合、旅行者に対し書面の交付を要しない。
- ウ. 旅行業者は旅行に関する相談に応ずる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合においても、旅行者に書面を交付しなければならない。
- エ. 旅行業者等は、書面の交付に代えて、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとするとときは、あらかじめ、旅行者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(12) 法第12条の5「書面の交付」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。）と旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
- イ. 旅行業者は、旅行者と旅行の相談に応ずる行為に関し契約を締結したときは、遅滞なく、当該旅行者に対し、相談の内容、支払うべき対価及びその収受の方法に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。
- ウ. 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して旅行者と手配旅行契約を締結したときは、その旨並びに当該旅行業者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号を書面に記載しなければならない。
- エ. 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約を締結したときは、契約締結の年月日を書面に記載しなければならない。

(13) 外務員に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者代理業者の役員又は使用人に対する外務員の証明書は、国土交通省令で定める様式により、当該旅行業者代理業者の所属旅行業者が発行し、これを交付しなければならない。
- イ. 旅行業者等は、当該旅行業者等が選任した旅行業務取扱管理者に限り、旅行業務取扱管理者の証明書の提示をもって、その者を営業所以外の場所で外務員としての業務に従事させができる。
- ウ. 外務員は、旅行者から請求があった場合に限り、外務員の証明書を提示しなければならない。
- エ. 外務員とは、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、旅行業者等の役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその旅行業者等のために旅行業務について取引を行う者をいう。

(14) 企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者等は、企画者以外の者の氏名又は名称を広告に表示する場合にあっては、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保しなければならない。
- イ. 旅行業者等は、企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数を広告に表示しなければならない。
- ウ. 旅行業者等は、契約の変更及び解除に関する事項を広告に表示しなければならない。
- エ. 旅行業者等は、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価が当該企画旅行の出発日により異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を広告に表示しなければならない。

(15) 標識に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者等の標識には、当該旅行業者等が法人である場合にあっては、その代表者の氏名及び選任した旅行業務取扱管理者の氏名を記載しなければならない。
- イ. 旅行業者等は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- ウ. 旅行業者等以外の者は、国土交通省令で定める様式の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
- エ. 旅行業者等の標識には、登録番号及び登録年月日を記載しなければならない。

(16) 企画旅行の円滑な実施のための措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置を講じなければならない。
- イ. 旅行業者は、本邦外の旅行にあっては、旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合は、代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続きの実施その他の措置を講じなければならない。
- ウ. 旅行業者は、本邦内の旅行であって、契約の締結の前に旅行者に対し、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続きの実施その他の措置を講じない旨を説明すれば、当該措置を講じなくてもよい。
- エ. 旅行業者は、旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することをする区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示をしなければならない。

(17) 旅程管理業務を行う者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 本邦内の企画旅行に参加する旅行者に同行して旅程管理業務を行う者として、旅行業者によって選任される者のうち主任の者についての実務の経験は、本邦内の旅行に関する旅程管理業務に従事した経験に限られる。
- イ. 企画旅行に参加する旅行者に同行して旅程管理業務を行う者として旅行業者によって選任される者が複数の場合は、当該同行する者のすべてが旅程管理業務を行う主任の者の資格として定められている要件を満たす者でなければならない。
- ウ. 本邦外の旅行に係る旅程管理業務に関する実務の経験は、観光庁長官の登録を受けた者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程を修了した日の前後1年以内に2回以上の本邦外の旅程管理業務に従事した経験に限られる。
- エ. 旅行業者によって選任された旅程管理業務を行う主任の者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなされる。

(18) 法第13条「禁止行為」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者等の従業者は、旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けることを強要する行為をしてはならない。
- b. 旅行業者等は、運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為をしてはならない。
- c. 旅行業者等は、書面による旅行者の承諾があった場合に限り、営業所に掲示した旅行業務の取扱いの料金を超えて料金を收受することができる。
- d. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

ア. a, c イ. a, b, d ウ. b, c, d エ. a, b, c, d

(19) 受託契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 第3種旅行業者は、第1種旅行業者を委託旅行業者とする受託契約を締結することができない。
- イ. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者の事前の承諾があれば、自ら直接、他の旅行業者と受託契約を締結することができる。
- ウ. 旅行業者は、複数の他の旅行業者と受託契約を締結することができる。
- エ. 旅行業者は、委託旅行業者と受託契約を締結したときは、遅滞なく、登録行政庁にその旨を届け出なければならない。

(20) 旅行業者代理業者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者代理業を営もうとする者は、地域限定旅行業者を所属旅行業者とすることはできない。
- イ. 登録行政庁は、旅行業者代理業者に対し、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。
- ウ. 旅行業者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行業者の氏名又は名称及び旅行業者代理業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。
- エ. 旅行業者代理業者は、その行う営業が旅行業であると誤認させ、又は所属旅行業者を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

(21) 登録の取消し等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 登録行政庁は、旅行業者等が法人であって、その役員のうちに著作権法に違反し、罰金刑に処せられた者があるものが判明したときは、6月以内の期間を定めて、当該旅行業者等に対し、業務の一部の停止を命じることができる。
- イ. 登録行政庁は、旅行業者等が登録を受けてから1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上事業を行っていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。
- ウ. 登録行政庁は、旅行業者等が旅行業法若しくは旅行業法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、6月以内の期間を定めて当該旅行業者等の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。
- エ. 登録行政庁は、旅行業者が不正の手段により変更登録を受けたときは、当該旅行業者の登録を取り消すことができる。

(22) 旅行サービス手配業に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合においては、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者に委託しなければならない。
- イ. 旅行業者は、旅行サービス手配業の登録を受けなくても、旅行サービス手配業務を行うことができる。
- ウ. 旅行サービス手配業者は、運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為をしてはならない。
- エ. 旅行サービス手配業の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。

(23) 次の記述のうち、旅行業協会が適正かつ確実に実施しなければならない業務として定められていないものはどれか。

- ア. 旅行業等又は旅行サービス手配業を営む者の業務の適正な運営を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する立入検査
- イ. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修
- ウ. 旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の公正の確保又は旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報
- エ. 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行業者等又は旅行サービス手配業者の取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決

(24) 弁済業務保証金制度に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業協会が供託している弁済業務保証金から債権の弁済を受ける権利を有する旅行者は、その権利を実行しようとするときは、その債権について登録行政庁の認証を受けなければならない。
- イ. 旅行業協会に加入しようとする旅行業者は、その加入しようとする日までに、所定の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- ウ. 保証社員と旅行業務に関し取引をした旅行者及び当該保証社員から手配を依頼された旅行サービス手配業者は、その取引によって生じた債権に関し、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。
- エ. 旅行業協会は、保証社員から弁済業務保証金分担金の納付を受けたときは、これを保証社員の主たる営業所の最寄りの供託所に弁済業務保証金として供託しなければならない。

(25) 雜則及び罰則に関する次の記述のうち、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 観光庁長官は、旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため必要かつ適当であると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、旅行業法又は旅行業法に基づく命令に違反する行為を行った者の氏名又は名称を一般に公表することができる。
- b. 観光庁長官は、法第1条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行業者等若しくは旅行サービス手配業者の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。
- c. 旅行業若しくは旅行業者代理業又は旅行サービス手配業を無登録で営んだ者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

ア. a, b

イ. b, c

ウ. a, c

エ. a, b, c

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

1. 標準旅行業約款に関する以下の各設問について、該当する答を、選択肢の中からそれぞれ1つ選びなさい。

(1) 募集型企画旅行契約の部「適用範囲」「用語の定義」「手配代行者」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいう。
- イ. 旅行業者は、契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させことがある。
- ウ. 旅行業者が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で口頭で特約を結んだときは、その特約は約款に優先して適用される。
- エ. 「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち旅行業者又は旅行業者の募集型企画旅行を旅行業者を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」という。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法で行うものをいう。

(2) 募集型企画旅行契約の部「契約の申込み」「電話等による予約」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者に契約の申込みをしようとする旅行者は、旅行業者所定の申込書に所定の事項を記入の上、旅行業者が別に定める金額の申込金とともに、旅行業者に提出しなければならない。
- イ. 旅行業者が提携するクレジットカード会社の会員である旅行者から電話等による契約の予約を受け付け、その予約の承諾の旨を通知した後、旅行業者が定める期間内に、当該旅行者から決済に用いるクレジットカードの会員番号等の通知があったときは、契約の締結の順位は、会員番号等の通知の順位による。
- ウ. 旅行者から收受する申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱う。
- エ. 旅行者が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旨を契約の申込時に申し出たときは、旅行業者は可能な範囲内でこれに応じ、この申出に基づき、旅行業者が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とする。

(3) 募集型企画旅行契約の部「契約の成立時期」「契約書面の交付」「旅行代金」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 契約は、通信契約の場合を除き、旅行者の契約申込みに対し、旅行業者が契約の締結を承諾し、旅行業者が別に定める金額の申込金を受理した時に成立する。
- イ. 旅行業者は、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び旅行業者の責任に関する事項を記載した契約書面を契約の成立前に旅行者に交付しなければならない。
- ウ. 契約は、通信契約において旅行業者が電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立する。
- エ. 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、旅行業者に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければならない。

(4) 募集型企画旅行契約の部「契約書面の交付」「確定書面」「情報通信の技術を利用する方法」に関する次の記述から、正しいものののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、旅行業者は迅速かつ適切にこれに回答する。
- b. 旅行業者が確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を契約書面にすべて記載したときは、旅行業者が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによる。
- c. 旅行業者は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行者から契約の申込みがなされた場合にあって、契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、契約書面交付後、旅行開始日までの当該契約書面に定める日までに、旅行者に確定書面を交付する。
- d. 旅行業者は、旅行者の承諾を得ることなく、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供することができる。

ア. a, b

イ. c, d

ウ. a, b, c

エ. a, b, c, d

(5) 募集型企画旅行契約の部「契約内容の変更」「旅行代金の額の変更」に関する次の記述から、正しいものののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、天災地変、暴動その他の旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することができる。
- b. 旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を超えて増額される場合においては、旅行業者は、その増額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加することができる。
- c. 松山空港から羽田空港への移動に際し、確定書面に記載した航空便の欠航により羽田空港に移動できず、やむを得ず、旅行者が松山市内に宿泊することになった場合において、旅行の実施に要する費用の増加が生じたときは、当該増加分は、旅行業者の負担となる。

ア. a, b

イ. a, c

ウ. b, c

エ. a, b, c

(6) 募集型企画旅行契約の部「旅行者の解除権」に関する次の記述から、旅行者が旅行開始前に契約を解除するに当たって、取消料の支払いを要しないもののみをすべて選んでいるものはどれか（いずれも取消料の支払いを要する期間内の解除とする。）。

- a. 東京駅から京都駅までの間の利用列車として新幹線「のぞみ」普通車指定席と契約書面に記載されていたが、旅行業者によって、新幹線「ひかり」普通車指定席に変更されたとき。
- b. 旅行者が交通事故に遭い入院したとき。
- c. 航空会社の運航スケジュールの変更によって、契約書面に記載された旅行終了日が変更されたとき。
- d. 旅行目的地において集中豪雨による洪水が発生し、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となつたとき。

ア. a, b イ. c, d ウ. a, c, d エ. a, b, c, d

(7) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権等－旅行開始前の解除」に関する次の記述のうち、旅行業者が旅行開始前に契約を解除できないものはどれか（いずれの場合も解除に係る旅行者への理由説明は行うものとする。）。

- ア. 旅行者が旅行業者があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- イ. 宿泊を伴う国内旅行において、旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったため、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日に旅行を中止する旨を旅行者に通知したとき。
- ウ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- エ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

(8) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権－旅行開始後の解除」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか（いずれの場合も解除に係る旅行者への理由説明は行うものとする。）。

- a. 旅行業者は、旅行者が反社会的勢力であることが判明したときは、契約の一部を解除することがある。
- b. 旅行業者は、旅行地で発生した天災地変により契約の一部を解除した場合において、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻す。
- c. 旅行業者は、旅行者が病気により旅行の継続に耐えられないときであっても、当該旅行者の承諾を得なければ、契約の一部を解除することができない。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(9) 募集型企画旅行契約の部「旅行代金の払い戻し」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行開始前に、契約内容の変更により旅行代金を減額したとき、旅行業者は、旅行者に対し契約内容の変更が生じた日の翌日から起算して30日以内に当該金額を払い戻す。
- イ. 旅行開始後に、旅行業者が契約の一部を解除した場合において、旅行者に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行業者は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該金額を払い戻す。
- ウ. 旅行開始日の前日に、旅行者の都合による契約解除の申出があり、旅行者に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行業者は、当該金額を解除の翌日から起算して7日以内に払い戻す。
- エ. 旅行開始前に、旅行業者の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったことから、旅行者が契約を解除した場合において、旅行業者が既に収受している旅行代金の全額を約款に定める期日までに払い戻した場合であっても、旅行者が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではない。

(10) 募集型企画旅行契約の部「旅程管理」「旅行業者の指示」「保護措置」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための旅行業者の指示に従わなければならない。
- b. 旅行業者は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがある。この場合において、これが旅行業者の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担となる。
- c. 旅行業者は、旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずる。

ア. a, b

イ. a, c

ウ. b, c

エ. a, b, c

(11) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の責任」「旅行者の責任」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、契約の履行に当たって、旅行業者の故意又は重大な過失により旅行者の手荷物に損害を与えたときは、手荷物1個につき15万円を限度として賠償する。
- イ. 旅行者は、契約を締結するに際しては、旅行業者から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければならない。
- ウ. 旅行業者は、契約の履行に当たって、旅行業者の過失により旅行者に損害を与えたときは、損害発生の翌日から起算して2年以内に当該旅行者より通知があったときに限り、その損害を賠償する責に任じる。
- エ. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を旅行業者、旅行業者の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

(12) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、旅行業者の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した企画書面を交付する。
- イ. 旅行業者は、団体・グループ契約において、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではない。
- ウ. 旅行業者は、旅行の実施にあたり、添乗員その他の者を必ず同行させて旅程管理業務の全部又は一部を行わせなければならない。
- エ. 旅行業者は、申込金の支払いを受けることなく契約を締結する旨を記載した書面を契約責任者に交付することにより、契約を成立させことがある。

(13) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなす。
- b. 旅行者は、旅行業者に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更するよう求めることができる。この場合において、旅行業者は、可能な限り旅行者の求めに応じる。
- c. 旅行業者が旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示した企画書面を旅行者に交付した場合において、旅行者が当該書面に記載された企画の内容に関して、契約の申込みをしないときであっても、旅行者は、旅行業者に対し、当該企画料金に相当する金額を支払わなければならぬ。

ア. a, b

イ. a, c

ウ. b, c

エ. a, b, c

(14) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置を講じたことにより、約款に定める契約内容の重要な変更が生じたときは、変更補償金を支払わない。
- イ. 旅行業者は、約款に定める契約内容の重要な変更が生じた場合において、変更補償金を支払うこととなったときは、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当該変更補償金を旅行者に支払う。
- ウ. 旅行業者が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行又は1受注型企画旅行につき旅行代金に10%を乗じた額をもって限度とする。
- エ. 旅行業者が変更補償金を支払った後に、当該変更について旅行業者に責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を旅行業者に返還しなければならない。この場合、旅行業者は、支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払う。

(15) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、変更補償金の支払いを要するものはどれか（いずれも変更補償金の額は、約款に定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. 確定書面には、「A美術館で「絵画鑑賞2時間」と記載していたが、観光バスが交通事故に起因する渋滞に巻き込まれたことにより、実際には「1時間」に変更となったとき。
- イ. 確定書面には、「食事処Aにて京会席の昼食」と記載していたが、食事処の都合により、実際には「食事処Aにて松花堂弁当の昼食」に変更となったとき。
- ウ. 確定書面には、「伊丹空港発 新千歳行き A航空直行便」と記載していたが、機材故障による同便の欠航により、A航空の伊丹空港発羽田乗り継ぎで新千歳着に変更となったとき。
- エ. 確定書面には、「A航空のエコノミークラスを利用」と記載していたが、航空会社の過剰予約受付により、「新幹線のグリーン車」に変更となったとき。

(16) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償」「特別補償規程」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、旅行業者の責任が生ずるか否かを問わず、特別補償規程で定めるところにより、旅行者が企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払う。
- イ. 旅行業者が損害賠償責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、旅行業者が支払うべき特別補償規程に基づく補償金は、当該損害賠償金とみなされる。
- ウ. 添乗員、旅行業者の使用人又は代理人による受付が行われない場合において、旅行者がサービスの提供を受ける最初の運送・宿泊機関等が航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時から「企画旅行参加中」となる。
- エ. A社が国内企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を收受して実施する募集型企画旅行において当該旅行者が死亡したときは、A社は、当該旅行者の法定相続人に対し、3,000万円の死亡補償金を支払う。

(17) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償規程」の「携帯品損害補償」に関する次の記述のうち、携帯品損害補償金の支払いの対象となるものはどれか（いずれも携帯品損害補償金の額は、約款に定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. 国内旅行において、旅行者が地震の発生に伴ってホテルから避難する際、混乱に巻き込まれたことにより壊れてしまったスマートフォン
- イ. ホテルのロビーで盗難に遭ったハンドバッグ
- ウ. 空港の搭乗待合室に置き忘れたデジタルカメラ
- エ. 自由行動日の市内散策中に紛失した宿泊クーポン券

(18) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 「手配旅行契約」とは、旅行業者が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受ける契約をいう。
- イ. 旅行者は、旅行開始前に、運送機関の運賃・料金の改訂により旅行代金が増額された場合は、旅行業者所定の取消手続料金を支払うことなく、契約を解除することができる。
- ウ. 旅行業者は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより契約を成立させることがある。
- エ. 旅行業者は、旅行開始前において、為替相場の変動により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがある。この場合において、旅行代金の増加は旅行者に、減少は旅行業者に帰属する。

(19) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 「旅行代金」とは、旅行業者が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び旅行業者所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手続料金を除く。）をいう。
- イ. 旅行業者は、旅行業者が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を旅行者に交付するときは、契約書面を交付しないことがある。
- ウ. 旅行業者は、団体・グループ手配において、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じる。
- エ. 旅行業者の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となり、旅行者が契約を解除したときは、旅行業者は、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用及び旅行業務取扱料金を除いて、既に收受した旅行代金を旅行者に払い戻す。

(20) 旅行相談契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者が相談料金を收受することを約して、旅行者の委託により、旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言を行うことは、旅行相談契約の業務のひとつに該当する。
- イ. 旅行業者が契約に基づく業務を行ったときは、旅行者は、旅行業者に対し、旅行業者が定める期日までに、旅行業者所定の相談料金を支払わなければならない。
- ウ. 旅行業者が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受ける契約を旅行者が締結できなかったとしても、旅行業者はその責任を負わない。
- エ. 旅行業者は、契約の履行に当たって、旅行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害発生の翌日から起算して3月以内に当該旅行業者に対して文書にて通知があったときに限り、その損害を賠償する責に任じる。

2. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. バス会社は、契約責任者から運送申込書の提出時に所定の運賃及び料金の20%以上の支払いがあったときには、バス会社所定の乗車券を発行し、これを契約責任者に交付する。
- イ. バス会社は、バス会社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任じる。この場合において、バス会社の旅客に対する責任は、車内において生じた損害に限られ、旅客の乗降中に生じた損害は除外される。
- ウ. 運送契約の成立後において、契約責任者が運送申込書に記載した事項を変更しようとするときは、緊急の場合及びバス会社の認める場合を除き、契約責任者は、あらかじめ書面によりバス会社の承諾を求めなければならない。
- エ. バス会社は、天災その他バス会社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じない。

3. 海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅客が指定便に係る1等船室の乗船券について当該指定便の発航後に乗船船便の変更を申し出た場合には、フェリー会社は、当該乗船券の券面記載の乗船日に発航する他の船便の1等船室に余裕がある場合に限り、当該乗船券による乗船変更の取扱いに応じる。
- イ. 旅客が乗船券を紛失したときは、フェリー会社は、改めて運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに乗船券を発行するとともに、その旨の証明書を発行する。この場合において、当該旅客が紛失した乗船券を発見したときは、その通用期間の経過後1年以内に限り、当該証明書を添えてフェリー会社に運賃及び料金の払戻しを請求することができる。
- ウ. 旅客が都合により乗船券（定期乗船券を除く。）の券面記載の乗船区間内で途中下船した場合には、乗換えその他約款において特に定める場合を除き、当該乗船券の前途は、無効とする。
- エ. 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船長又はフェリー会社の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

4. 旅客鉄道会社（JR）の旅客営業規則に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 団体乗車券及び貸切乗車券は、運送引受け後であって、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から発売する。
- イ. 団体乗車券を発売する場合において、普通団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが取扱期別の第2期に該当するときは、普通旅客運賃の当該全行程に対して第2期の割引率を適用する。
- ウ. 旅客が、団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事實を認定することができるときは、別に旅客運賃又は料金を收受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再交付をすることがある。
- エ. 訪日観光団体とは、訪日観光客7人以上又はこれと同行する旅行業者（ガイドを含む。）によって構成された団体で、責任のある代表者が引率するものをいう。

5. モデル宿泊約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. ホテル（旅館）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、約款の定めるところによるものとし、約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。
- イ. 宿泊客がホテル（旅館）の駐車場を利用する場合において、車両のキーをホテル（旅館）に寄託したときは、当該ホテル（旅館）は、車両の管理責任を負う。
- ウ. 宿泊客は、宿泊日当日、ホテル（旅館）のフロントにおいて、氏名、年令、性別、住所、職業、出発日、出発予定時刻、その他ホテル（旅館）が必要と認める事項を登録し、外国人にあっては、それらに加えて、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日を登録する。
- エ. 宿泊客がフロントに預けた物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当該ホテル（旅館）は、その損害を賠償する。

3

国内旅行実務

1. 貸切バスによる運送に関する以下の各設問について、それぞれ選択肢の中から答を1つ選びなさい。

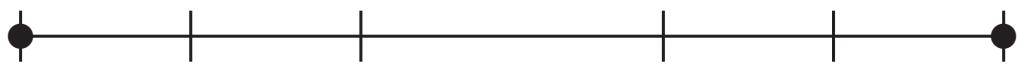
(1) 次の行程で貸切バスを運行するときの運賃・料金に関する記述のうち、正しいものはどれか。

(注1) 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付 関東運輸局長公示）」によるものとする。

(注2) 「配車場所から旅行出発まで」及び「旅行終着から帰庫開始まで」の間は、当該貸切バスは停車しており走行していないものとする。

(注3) 消費税の計算は行わないものとする。

〈行程〉

出庫	配車場所 (乗車)	旅行出発	旅行終着 (降車)	帰庫開始	帰庫
5:00	5:25	5:30	9:30	9:35	10:00
					
回送区間	(旅客乗車)	旅客が実際に 乗車する区間		(旅客降車)	回送区間
時間	25分	5分	4時間 (240分)		5分
距離	10キロ	0キロ (停車)	100キロ		0キロ (停車)
			10キロ		

ア. バス会社は、「5時間分の時間制運賃」と「100キロ分のキロ制運賃」の合計額を收受する。

イ. バス会社は、「5時間分の時間制運賃」と「120キロ分のキロ制運賃」と「1時間分の深夜早朝運行料金」の合計額を收受する。

ウ. バス会社は、「7時間分の時間制運賃」と「100キロ分のキロ制運賃」の合計額を收受する。

エ. バス会社は、「7時間分の時間制運賃」と「120キロ分のキロ制運賃」と「1時間分の深夜早朝運行料金」の合計額を收受する。

(2) 貸切バスの運行当日、契約責任者の都合で運行行程の一部に変更があり、運送契約成立時の運行行程による「時間制運賃の計算時間」及び「キロ制運賃の計算距離」に変更が生じることとなった。この場合、旅行終了後の精算において、バス会社が講じる措置に関する次の記述から、資料に基づき、正しいものを選びなさい。

(注1) 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付 関東運輸局長公示）」「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」によるものとする。

(注2) この貸切バスの所定運賃は下限額とする。

(注3) 運行行程の変更前及び変更後とも、この運行に係る料金は考慮しないものとする。

(注4) バス会社は契約責任者の都合による運行行程の変更を承諾したものとし、かつ、変更後の運行行程が記載された乗車券について、当該乗車券を所持することなく旅客の乗車を認めたものとする。

(注5) 消費税の計算は行わないものとする。

〈資料〉

●運送契約成立時における時間制運賃の計算時間及びキロ制運賃の計算距離

時間制運賃の計算時間 5時間20分

キロ制運賃の計算距離 241キロ

●旅行終了後における実際の運行内容

時間制運賃の計算時間 5時間50分

キロ制運賃の計算距離 249キロ

ア. バス会社は、時間制運賃1時間分の運賃を追徴する。

イ. バス会社は、キロ制運賃10キロ分の運賃を追徴する。

ウ. バス会社は、時間制運賃1時間分とキロ制運賃10キロ分の合計額の運賃を追徴する。

エ. バス会社は、運賃を追徴することはできない。

(3) 「配車日が6月30日、貸切バス1台あたり100,000円で契約した貸切バス10台」の運送契約を、契約責任者の都合で6月23日に2台の車両の減少を伴う運送契約の内容の変更をした。この場合における違約料に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

(注) 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款によるものとする。

ア. バス会社は、1台分の違約料として20,000円を申し受ける。

イ. バス会社は、1台分の違約料として30,000円を申し受ける。

ウ. バス会社は、2台分の違約料として40,000円を申し受ける。

エ. バス会社は、2台分の違約料として60,000円を申し受ける。

2. フェリーによる運送に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- (注1) 「海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款）」によるものとする。
- (注2) 年齢は乗船日現在とする。

- ア. 大人1人が3歳と5歳の小児2人を同伴して、指定席の座席ではない2等船室に乗船する場合、大人1人分と小児1人分の旅客運賃が必要である。
- イ. 出発港と終着港の間に寄港地があるフェリーにおいて、当該フェリーが寄港地に到着後、海象が当該フェリーの航行に危険を及ぼすおそれがあるとして、フェリー会社が当該フェリーの発航の中止の措置をとったため、出発港から乗船する旅客が、寄港地において運送契約を解除し払戻しの請求をしたときは、フェリー会社は、券面記載金額と出発港から寄港地までの区間に応する運賃及び料金の額との差額を払い戻す。
- ウ. 2等船室の旅客運賃が大人500円、1等船室の旅客運賃が大人1,000円、自動車航送運賃が5,000円のフェリーに、自動車1台、大人2人（自動車の運転者1人を含む。）が1等船室に乗船する場合、この乗船に係る運賃の合計額は7,000円である。
- エ. 旅客運賃とは別に急行料金を收受する急行便が、当該急行便の所定の所要時間以内の時間でフェリー会社が定める時間以上遅延して到着した場合において、当該急行便の旅客が払戻しの請求をしたときは、フェリー会社は急行料金の額を払い戻す。

3. 宿泊に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- (注1) モデル宿泊約款によるものとする。
- (注2) 選択肢ウ. は、宿泊客に違約金の支払義務がある宿泊契約とする。
- (注3) 選択肢エ. は、ホテルが客室の延長使用に応じたものとする。
- ア. 宿泊期間が2日の宿泊客に対する申込金の限度は、基本宿泊料の1日分である。
- イ. 旅館で子供用の食事と寝具の提供を受けたときの子供料金は、大人料金の30%となる。
- ウ. 違約金は、基本宿泊料とサービス料の合計額に対して計算する。
- エ. ホテルの客室を2時間延長して使用したときの時間外追加料金は、室料金の3分の1である。

4. 旅客鉄道会社（JR）に関する以下の各設問について、それぞれ選択肢の中から答を1つ選びなさい。

(1) 大人1人、7歳の小学生1人、5歳の幼児1人が、3つの席を使用して特急列車の普通車指定席を利用する場合において、乗車に必要となる運賃及び料金に関する次の記述のうち、正しいものを選びなさい。

(注) 乗車に必要な乗車券類は、列車の乗車前に一括して購入するものとする。

ア. 乗車に必要な運賃及び料金は、「1人分の大人の運賃」「1人分の大人の指定席特急料金」「2人分の小児の指定席特急料金」である。

イ. 乗車に必要な運賃及び料金は、「1人分の大人の運賃」「1人分の大人の指定席特急料金」「1人分の小児の運賃」「1人分の小児の指定席特急料金」である。

ウ. 乗車に必要な運賃及び料金は、「1人分の大人の運賃」「1人分の大人の指定席特急料金」「1人分の小児の運賃」「2人分の小児の指定席特急料金」である。

エ. 乗車に必要な運賃及び料金は、「1人分の大人の運賃」「1人分の大人の指定席特急料金」「2人分の小児の運賃」「2人分の小児の指定席特急料金」である。

(2) 乗継割引に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

(注1) いずれも最初の列車の乗車日当日に乗り継ぐものとし、途中下車はしないものとする。

(注2) 乗車に必要な乗車券類は、いずれも最初の列車の乗車前に全て同時に購入するものとする。

(注3) 記載の金額は、記載の利用座席における大人の特急料金の額を示し、通常期・閑散期・繁忙期の区分がある場合は、通常期のものとする。

ア. 特急「スーパー北斗」の特急料金に乗継割引が適用される。

秋田駅	-----	新青森駅	-----	新函館北斗駅	-----	長万部駅
特急「つがる」 〈普通車自由席利用〉		新幹線「はやぶさ」 〈普通車指定席利用〉		特急「スーパー北斗」 〈普通車指定席利用〉		
1,730円						1,650円

イ. 特急「スーパービューコーチ」の特急料金に乗継割引が適用される。

伊東駅	-----	熱海駅	-----	品川駅	-----	日立駅
特急「スーパービューコーチ」 〈普通車指定席利用〉		新幹線「こだま」 〈普通車自由席利用〉		特急「ひたち」 〈普通車指定席利用〉		
1,270円						2,200円

ウ. 特急「かもめ」の特急料金に乗継割引が適用される。

徳島駅	-----	高松駅	-----	岡山駅	-----	博多駅	-----	長崎駅
特急「うずしお」 〈普通車指定席利用〉	(快速マリンライナー)	新幹線「のぞみ」 〈普通車指定席利用〉	特急「かもめ」 〈普通車指定席利用〉					
1,700円								1,900円

エ. 新幹線「やまびこ」の特急料金に乗継割引が適用される。

篠ノ井駅	-----	長野駅	-----	大宮駅	-----	宇都宮駅
特急「ワイドビューしなの」 〈普通車自由席利用〉		新幹線「あさま」 〈普通車指定席利用〉		新幹線「やまびこ」 〈普通車指定席利用〉		
750円						2,360円

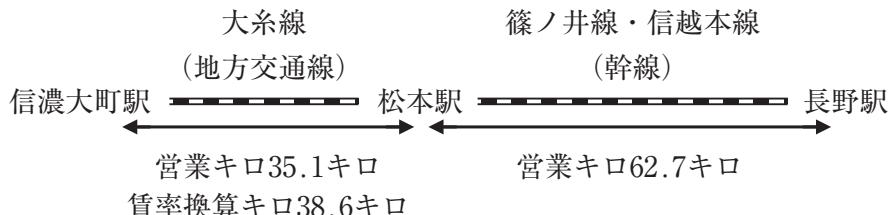
(3) 次の行程で旅客が乗車する場合について、各設問に該当する答を、それぞれの選択肢の中から1つ選びなさい。

(注1) 松本駅では、最初の列車の乗車日当日に乗り継ぐものとする。

(注2) 乗車に必要な乗車券は、乗車日当日の乗車前に、途中下車しないものとして、購入するものとする。

〈行程〉

7月1日



① 大人1人が乗車するとき、片道普通旅客運賃の計算に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 運賃は、「35.1キロ」を使用した額と、「62.7キロ」を使用した額を合計した額となる。
- イ. 運賃は、「38.6キロ」を使用した額と、「62.7キロ」を使用した額を合計した額となる。
- ウ. 運賃は、「 $35.1\text{キロ} + 62.7\text{キロ} = 97.8\text{キロ}$ 」の計算による額となる。
- エ. 運賃は、「 $38.6\text{キロ} + 62.7\text{キロ} = 101.3\text{キロ}$ 」の計算による額となる。

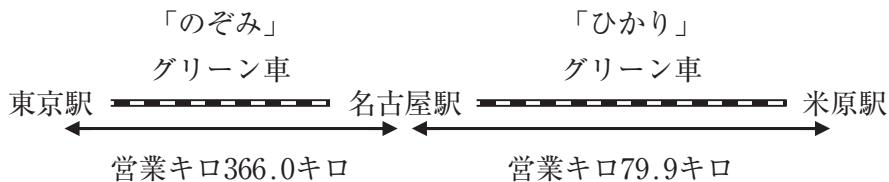
② この行程における普通乗車券に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 片道乗車券の有効期間は、2日である。
- イ. 片道乗車券を使用して、松本駅で当初の予定を変更し途中下車した場合は、当該片道乗車券を使用して松本駅から先の区間を乗車することはできない。
- ウ. 旅客が、信濃大町駅から長野駅間を同じ経路で往復乗車する場合において、往復乗車券を購入するときは、往路及び復路ごとの区間について、それぞれ普通旅客運賃が1割引になる。
- エ. 指定学校の学生又は生徒が「学生・生徒旅客運賃割引証」を提示して、普通乗車券を購入するときは、大人普通旅客運賃が2割引になる。

(4) 通常期に次の行程で大人1人が乗車するとき、新幹線の特急料金とグリーン料金の組合せについて、資料に基づき、正しいものを選びなさい。

(注) 名古屋駅では新幹線の改札口を出ないので、最初の列車の乗車日当日に乗り継ぐものとする。

〈行程〉(通常期)



〈資料〉

東海道・山陽新幹線〔ひかり〕〔こだま〕普通車指定席特急料金（通常期）

東京		
4,620円	名古屋	
5,060円	2,250円	米原

東海道・山陽新幹線〔のぞみ〕普通車指定席特急料金（通常期）

東京		
4,830円	名古屋	

東海道・山陽新幹線のグリーン料金

営業キロ	100キロ まで	200キロ まで	400キロ まで	600キロ まで	800キロ まで	801キロ 以上
グリーン料金	1,280円	2,750円	4,110円	5,300円	6,480円	7,650円

ア. 特急料金 $5,060\text{円} + (4,830\text{円} - 4,620\text{円}) - 520\text{円} =$ 4,750円
グリーン料金 5,300円

イ. 特急料金 $5,060\text{円} + (4,830\text{円} - 4,620\text{円}) - 520\text{円} =$ 4,750円
グリーン料金 $4,110\text{円} + 1,280\text{円} =$ 5,390円

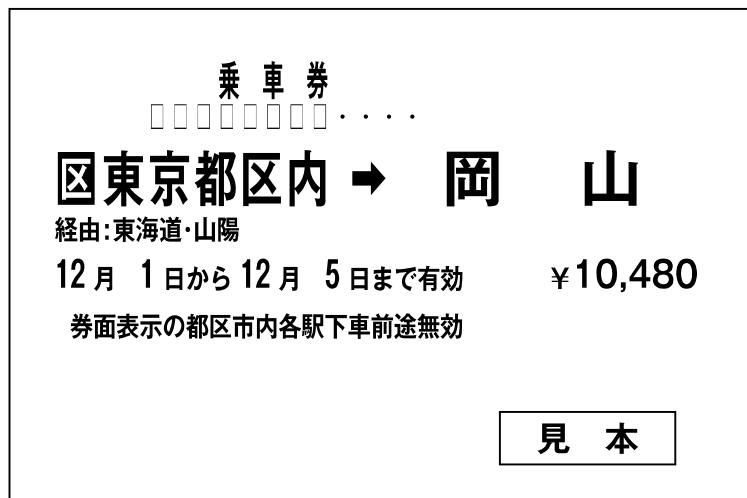
ウ. 特急料金 $(4,830\text{円} - 520\text{円}) + (2,250\text{円} - 520\text{円}) =$ 6,040円
グリーン料金 5,300円

エ. 特急料金 $(4,830\text{円} - 520\text{円}) + (2,250\text{円} - 520\text{円}) =$ 6,040円
グリーン料金 $4,110\text{円} + 1,280\text{円} =$ 5,390円

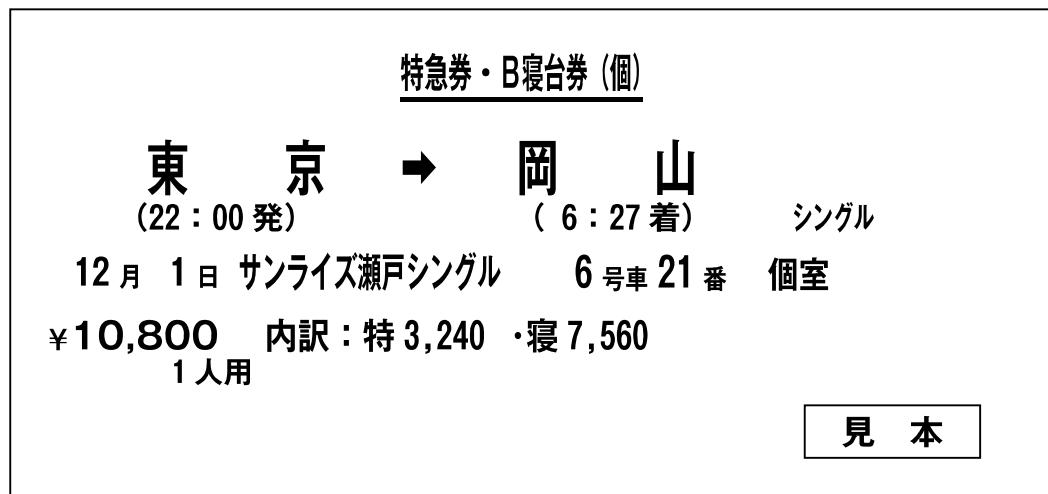
(5) 旅客の都合により、次の2枚のJR券を11月30日に払いもどす場合について、払いもどし手数料に関する記述のうち、正しいものを選びなさい。

(注) このJR券の払いもどしは、JRの駅で指定券を発売している時間内に行うものとする。

<JR券A>



<JR券B>



ア. 「JR券A」「JR券B」の両方とも、それぞれ支払った額の3割に相当する額の払いもどし手数料が必要である。

イ. 「JR券A」は220円の払いもどし手数料、「JR券B」は3,240円に対して3割に相当する額の払いもどし手数料が必要である。

ウ. 「JR券A」は220円の払いもどし手数料、「JR券B」は7,560円に対して3割に相当する額の払いもどし手数料が必要である。

エ. 「JR券A」は220円の払いもどし手数料、「JR券B」は330円の払いもどし手数料が必要である。

<以 上>